

明石市の文化遺産総合活用推進事業募集要項

明石市の文化遺産総合活用推進事業実行委員会

<本書の構成>

- (1) 事業概要 (P.2)
  - 1. 事業内容 (P.1)
  - 2. 対象の文化遺産 (P.1)
  - 3. 助成対象者 (P.1)
  - 4. 補助対象事業 (P.2)
  - 5. 対象期間 (P.2)
  - 6. 補助率(P.2)
  - 7. 補助金の交付決定通知・補助金の支払時期 (P.2)
- (2) 応募書類の作成 (P.4)
  - 1. 補助対象経費と対象外経費 (P.4)
  - 2. 見積書 (P.4)
  - 3. 応募書類の保管と補助事業の取扱い (P.4)
- (3) 応募方法 (P.7)
  - 1. 応募書類の提出 (P.7)
- (4) その他 (P.7)
  - 1. 助成団体の決定方法 (P.7)
  - 2. 印刷物への事業名称の記載 (P.8)

<応募書類の提出期限>

**2024年(令和6年)1月13日(土)必着**

<応募書類の提出先・問い合わせ先>

〒673-0846 明石市上ノ丸2丁目13番1号(明石市立文化博物館内)  
明石市文化・スポーツ室文化振興担当歴史文化財係(担当:池澤)  
TEL:078-918-5629 FAX:078-918-5633  
E-mail:rekishi-bunkazai@city.akashi.lg.jp  
8時55分~17時40分 ※閉庁日:日・月曜日・祝日

(1) 事業概要

1. 事業内容

この事業では、文化芸術振興基本法に基づき、明石市内の多様で豊かな文化遺産を活用した地域活性化を推進する事業に国が助成を行います。

2. 対象の文化遺産(文化芸術基本法第十条、十二~十四条)

- (1) 日本古来の伝統芸能(雅楽・能楽・文楽・歌舞伎など)
- (2) 伝統的な生活文化(茶道・華道・書道など)、国民娯楽(囲碁・将棋など)
- (3) 有形・無形文化財とその保存技術
- (4) 地域固有の伝統芸能・民俗芸能(獅子舞・太鼓・奉納神輿など)

### 3. 助成対象者

地域文化遺産の所有者や保護団体（保存会）等で、次の4つの要件を満たすもの

- ・定款に類する規約を有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・活動の本拠となる事務所等を有すること

### 4. 補助対象事業

- (1) 用具等整備事業（布団太鼓の修理や衣装の新調等）
- (2) 後継者養成事業（保存会会員対象の技術等継承のための取組）
- (3) 記録作成・情報整備事業（記録作成・発信、ライブ配信等）

※詳細は<別表1>「補助対象事業の内容及び具体例」（P.3）を参照ください。

### 5. 対象期間

交付決定の日から2025年（令和7年）3月31日（予定）の間

※期間外に実施した事業は補助対象になりません。

### 6. 補助率

**補助対象経費の85%まで（上限）**。明石市全体の補助対象経費は1,000万円（上限）市及び国への応募状況により率と補助対象経費の上限額が下がる可能性があります。

### 7. 補助金の交付決定通知及び補助金の支払時期

文化庁の採択決定のあと、2024年（令和6年）4月上旬頃に補助金の交付決定通知の予定です。

補助金は事業完了後に提出いただく実績報告書を審査のうえ、金額の確定後に支払われます。各団体には国から実行委員会に補助金が交付されてからの手続きとなり、2025年（令和7年）5月頃の予定です。

事業完了後にすぐ補助金が支払われるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

<別表1>補助対象事業の内容及び具体例

<p>(1) 用具等整備事業</p> <p>地域の民俗芸能や伝統行事に使用する獅子頭や衣装等を修理・新調し、<u>修理現場の公開や、後継者養成等を行う取組</u></p> <p>◆修理、新調の対象は、応募団体の所有物であること</p> <p>◆<u>古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限ります。</u></p> <p>◆新調は1点当たり10万円(税込み)未満のもの</p> <p>【対象外のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性のない囃子・和太鼓(創作太鼓等)等に使用する用具等の修理・新調</li> <li>・概ね戦後に始まった祭・行事等に関する事業</li> <li>・山車そのものの歴史は古い、もともと当該地域に継承されていない来歴の浅い山車の修理</li> <li>・用具は古い、その用具が用いられる無形民俗文化財が新しいものである場合の修理・新調</li> <li>・古くから継承されている無形民俗文化財において、新しく導入した用具の修理・新調</li> </ul> <p>(団体等が所有しているものとは言えないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体等が現在所有していない用具(借り入れているもの等)の新たな購入</li> <li>・保有している(又は所有していた)数量を超える数の新調</li> <li>・法被、提灯等の予備分の購入</li> <li>・もともと所有していない法被等の新たな購入</li> </ul> <p>(経年劣化等を原因とする修理・新調とは言えないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故意又は過失による破損等</li> <li>・複製品の制作</li> </ul> <p>(伝統行事の本番で使用しないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用具の保存箱やケース類、カバー類の修理・新調</li> <li>・準備時のみまたは練習時のみに使用する用具等の修理・新調</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在使用されておらず、修理後も本来の用途での使用見込みがないものの修理</li> <li>・もともと継承されていない新たな装飾物の追加、最新の素材を使用した部材への変更、電飾の設置(LED化を含む。)など、歴史性を無視した修理や、もともとないものの新調</li> <li>・使用する度に取り替えるもの、個人の所有物になるもの、伝統行事を活性化するための道具・装飾品類、伝統行事等の当日のための消耗品等の新調(足袋、草鞋、鉢巻、晒し、シデ紙、提灯・のぼり旗(山車等の装飾品や行列等で携行するものは除く。)等は補助対象外)</li> <li>・社寺等の宗教団体所有の神輿・備品等</li> <li>・残存部の割合が低く、かつ残存部の重要度が低い山車等用具の修理(復元新調と見なし補助対象外)</li> <li>・山車の材料となる木材ストックの購入や原材料の栽培等、原材料を確保するだけの取組</li> <li>・本来一組の用具を分割して見積書を徴取して1点10万円(税込み)未満としている用具の新調</li> <li>・不動産関係の新設や修繕</li> <li>・山車の図面計測等、仕様策定に関する取組</li> <li>・単年度で完了しない修理等の事業</li> </ul>
<p>(2) 後継者養成事業</p> <p>◆地域の祭礼行事保存会の新規入会者への特別練習</p>

- ◆保存会が実施する地域の伝統工芸技術者の技術向上のための講習会
- ◆保存会が実施する原材料の生産者養成等の原材料確保のための取組
- ◆保存会会員を対象とした技術練磨等の取組

**【対象外のもの】**

- ・一般を対象とした後継者育成（保存会会員を対象とする場合や保存会新規会員の確保を目的とした取組のみ対象）
- ・民俗芸能ファンクラブ等の伝承支援団体の設立支援
- ・概ね戦後に始まった祭・行事等に関する事業（地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産とは言えない。）
- ・原材料を生産するなど、原材料確保そのものの取組
- ・リモート指導のための機材（パソコンやカメラ）などの購入費用、通信費やアプリ使用料等

**(3)記録作成・情報整備事業**

- ◆祭礼行事等の継承に使用する記録映像を作成して後継者養成事業に活用し、その普及版映像を作成してホームページや動画共有サイト等で公開し、情報発信する取組
- ◆応募上限額 500 万円（超過分は自己負担）

**【対象外のもの】**

- ・モーションキャプチャーによる映像記録（費用対効果が認められない。）
- ・当該事業と関係のない映像制作
- ・成果物を配布するだけの取組

**(2) 応募書類の作成**

補助の対象となる経費、補助の対象とならない経費、賃金・報償費等の上限単価を確認して事業計画と交付要望書を作成してください。

この事業は国が予算の範囲内で実施するため、申請額全てが認められるとは限りません。

交付決定の補助金額に合わせた事業費の減額や事業内容の変更は認められません。場合によっては市全体の補助事業の交付決定が取り消される場合がありますので、必ず自己負担が可能な範囲で実現可能な事業計画を立ててください。

**1. 補助対象経費と対象外経費等**

補助の対象になる経費は、事業に直接必要となる経費で、＜別表2＞に掲げるものです。各費目に設定されている上限単価もご確認ください。＜別表3＞に掲げる経費は**補助対象外**ですので、交付申請書に記載しないか、記載する場合は団体の自己負担金としてください。

補助対象経費になるか判断がつかない場合は、明石市文化・スポーツ室文化振興担当歴史文化財係にお問い合わせください。

**2. 見積書について**

発注予定金額が10万円（税込）以上の場合は内訳がわかる見積書を添付してください。

発注予定金額が100万円（税込）以上の場合、応募時は1者の見積書で可能ですが、採択決定後の交付申請時には複数者の見積書が必要です。

**3. 応募書類の保管と補助事業の取扱いについて**

**(ア) 応募書類の保管**

応募書類の内容等について、後日問い合わせることがありますので、応募書類の写しを一式

保管しておいてください。なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(イ)補助事業の取扱い

補助事業の完了日が属する年度の終了後5年間（2030年（令和12年）3月末まで）、補助事業に関する帳簿や関係書類を保管する義務があります。

この事業は会計検査院の検査や文化庁の執行状況調査の対象になり、検査・調査の結果によって補助金を国庫に返納する場合がありますので、事業に係る書類（請求書・見積書など）の保管をお願いします。なお、領収書は事業完了後の実績報告で提出が必要です。

<別表2>補助対象経費、上限単価

科 目	目の細分	説 明	
給与		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,210 円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象	—
報償費 ※補助事業者（構成員等を含む）への支出は対象外	会議出席	有識者による審議、討論等 ・実働時間が2時間未満の場合は時間単価 ・支払単位は1時間。30分未満は切捨て、30分以上は切上げ。全体で30分未満の場合は1時間とする。	7,000 円/時 14,000 円/日 (2時間以上の場合)
	講演	専門家による講話、研究報告等。（技芸等の実演、指導等は対象外） ・実働時間が対象（リハーサル等も含む） ・支払単位は1時間。30分未満は切捨て、30分以上は切上げ。全体で30分未満の場合は1時間とする。	11,510 円/時
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授、現地解説等 ・実働時間が対象（リハーサル等も含む） ・支払単位は1時間。30分未満は切捨て、30分以上は切上げ。全体で30分未満の場合は1時間とする。	5,200 円/時
	原稿執筆	日本語 400字（A4用紙1枚）程度	2,040 円/枚
		外国語 200語（A4用紙1枚）程度	5,100 円/枚
	翻訳	和文英訳 200語（A4用紙1枚）程度	6,250 円/枚
		英文和訳 400字（A4用紙1枚）程度	4,380 円/枚
		その他和訳 400字（A4用紙1枚）程度	4,980 円/枚
	協力謝金	一時的に協力を得た者に対し支払う謝金（用具運搬、会場整理、撮影協力等） ・領収書の但し書に協力内容・従事時間を記載	1,210 円/時
出演料	社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
	宿泊費	真に必要な場合に限る（食事代は対象外）	9,800 円/日
使用料及び賃借料	会場借料 ○○借料		—

令和6年度地域文化財総合活用推進事業

役務費	通信運搬費	切手や物品の郵送に係る支払いなど	—
	現像焼付料	写真の現像に係る支払いなど	—
委託費	〇〇委託費	特定の作業一式を外部業者などに委託した場合の支払い	—
請負費	請負費	伝統的な工芸品などの修繕・新調に係る支払い	—
原材料費	〇〇費	単価が10万円未満（税込）のもの	—
需用費	消耗品費	単価が10万円未満（税込）のもの	—
	印刷製本費	文具・プリンターインク代、チラシ等の印刷などに係る支払い	—

<別表3> 補助対象外経費

科目	細分	留意事項
給与		補助事業者の構成員への支出
共済費		雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険、損害保険等
報償費		補助事業者の構成員への支出
旅費	交通費	イベントや講習会の参加者等の送迎に係る費用、補助金交付団体の事務会合に係る費用 特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代
	日当	日当及び日当に相当すると認められるもの全て
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点10万円（税込）以上の物品</li> <li>・電化製品（パソコンやカメラ）</li> <li>・参加者、協力者への贈答が目的の物品（記念品、賞状など）</li> <li>・個人が所有することになる物品（法衣、足袋、鉢巻、晒し等）</li> <li>・参加者が負担すべき消耗品（材料費等）</li> <li>・金券の購入（報償費としての支出も含む）</li> </ul>
その他 注意 すべき 経費	食糧費	講師や参加者等の弁当、会議用の水等の食糧費全般
	運営費	祭行事、レセプション（懇親会、表彰式、祝賀会等）の運営経費、大会参加費
	団体が負担すべき経費	団体の維持経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金等</li> <li>・パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、サーバー、ホームページの更新や維持管理費等</li> <li>・クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、構成団体への振込に係る振込手数料等</li> </ul>
	受益者負担とすべき経費	参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費等）
	書類の提出に係る経費	事業の実績報告に係る切手代など通信費、旅費等
	地域色の薄い取組	その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費
	補助期間外の支出	交付決定日～完了日以外に実施した事業に係る経費

※単価上限を超える支払い超過金額は、団体の自己負担です。

※上記にかかわらず、文化遺産の活用や地域活性化の趣旨に沿わない経費、明細の不明確な経費等は対象外となります。

※1点10万円以上の物品を購入した場合は、全額自己負担です。

※作業一式を外部事業者へ委託する場合は、委託内容や経費明細等の内訳の分かる資料を添付してください。外部に委託する場合も、上記の単価基準は適用されます。

**※採択後の事業実施には、補助事業に係る収入・支出を明らかにする帳簿の作成が必須です。**

※過去に不適切な会計経理・事業が行われていたため、以下のとおり取扱いが徹底されています。

1. 1回あたりの支払額が35,000円以上(税込)以上となる場合は、銀行振り込みとすること。(35,000円以上(税込)未滿の支払であっても、銀行振り込みとすることが望ましい。)
2. 各団体は、本補助事業専用の口座を作成して金銭の管理を行うこと。

### (3) 応募方法

#### 1. 応募書類の提出

**2024年(令和6年)1月13日(土)**までに持参・郵送で事務局に交付申請書を提出してください。**なお、必ず本年度の様式で提出して下さい。**

#### <必要書類>

- ・明石市の文化遺産総合活用推進事業交付申請書(様式1)
- ・令和6年度事業計画書(様式2)
- ・事業目標値設定書
  - (1)用具等整備事業(様式3-1)
  - (2)後継者養成事業(様式3-2)
  - (3)記録作成事業(様式3-3)
- ・補助事業経費収支予算書(様式4-1、4-2)
- ・補助事業者(補助の対象となる者)の概要(様式5)

#### ・見積書

※請負費や委託費など発注額が10万円(税込)以上の場合は見積書を添付する必要があります。

100万円(税込)を超える場合は、交付決定後に2者以上の見積書を準備してください。

- ・用具等整備の対象となる文化財の現況写真(用具等整備事業の団体のみ)

※用具の修理・新調には、用具全体と修理・新調する箇所の写真を添付し、その内容を説明してください。

※山車や屋台等は、修理の箇所・内容が分かるよう全体写真や図面で修理箇所を図示してください。(過去にこの補助事業で修理を行った場合は、その箇所も示してください)

### (4) その他

#### 1. 助成団体の決定方法

明石市において取りまとめの上、有識者等で構成する実行委員会より文化庁に交付申請を行います。文化庁より実行委員会に交付決定通知が届き次第、実行委員会による審査を経て、各団体に交付・不交付に関わらず文書にて通知します。

明石市全体で1,000万円の上限が国より定められているため、上限を超過した場合は、超過

令和6年度地域文化財総合活用推進事業

金額を自己負担していただくこととなりますので、ご了承ください。

<主な審査基準>

①事業の実現性	事業計画やスケジュールが適切であるか など
②事業の効果性	事業を実施することにより、文化遺産の継承や地域の活性化にどのような効果が期待できるか など
③費用の妥当性	事業の内容に見合った適切な経費が積算されているか（事業遂行上不要又は課題な経費が積算されていないか） など
④実施団体の実施能力	事業を実施するために必要な運営基盤が整備されているか、当該事業の活動実績があるか など

2. 印刷物への事業名称の記載について

補助金交付事業に関する印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、報告書等）については、可能な限り文化庁のロゴマークと下記の事業名称を記載してください。

<表示例>



令和6年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）